

○坂井市税減免規則第3条（固定資産税の災害減免抜粋）

区分			減免の割合
(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	土地	ア 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるもの	全部
		イ 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるもの	10分の8
		ウ 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるもの	10分の6
		エ 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるもの	10分の4
	家屋	ア 全壊、流失、全焼、埋没等により家屋の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの	全部
		イ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合において当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたもの	10分の8
		ウ 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合において当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの	10分の6
		エ 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合において当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	10分の4
	償却資産		家屋の場合に準ずる